

○公立大学法人新見公立大学定款

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条—第14条）

第2節 理事会（第15条—第18条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第19条—第23条）

第2節 教育研究審議会（第24条—第28条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第29条・第30条）

第5章 資本金等（第31条・第32条）

第6章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、管理することにより、豊かな教養と高い倫理性を養い、多面的な人間理解を深め、健康科学に関する専門の知識と技能を教授研究し、良き社会人として、市民の生活及び文化の向上並びに地域及び社会における保健医療の進展、福祉の充実と教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、新見公立大学（以下「本学」という。）を新見市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、新見市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を新見市西方1263番地2に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、新見市役所前掲示板及び法人事務所の掲示板への掲示又はインターネットの利用により行う。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(役員の職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた順序で、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査し、新見市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は新見市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が次に掲げる書類を市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他新見市の規則で定める書類

7 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、新見市の条例若しくは規則若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、市長が行う。

2 理事長は、本学の学長となる。

3 第1項の申出は、理事長を選考するため法人に設置する次条第1項に規定する理事長選

考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき行う。

（理事長選考会議）

第11条 法人に選考会議を置き、法人の規程で定める手続により理事長を選考する。

2 選考会議は、次の各号に掲げる委員各3人をもって構成する。

(1) 第19条第1項に規定する経営審議会において同条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから互選された者

(2) 第24条第1項に規定する教育研究審議会において同条第2項第3号及び第5号に掲げる者（経営審議会の委員を除く。）のうちから互選された者

3 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 議長は、選考会議を主宰する。

5 第2項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って法人の規程で定める。

第12条 削除

（理事及び監事の任命）

第13条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際、現に法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、市長が任命する。

（役員任期）

第14条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議決を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において、理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表承認日までとする。

4 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際学外者であったときの前条第2項の適用については、その再任の際、学外者とみなす。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第15条 法人に、法人の運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、理事2人以上から会議に付議すべき事項を記載した書面を付して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議決事項)

第18条 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）に関する事項

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 学則及び特に重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 学部、研究科、専攻科及び学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 教員及び事務職員の人事及び評価に関する事項

(7) 自ら行う点検及び評価に関する事項

(8) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、11人以内で組織し、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 理事

(3) 大学に関し、広くかつ高い識見のある学外者のうちから、理事長が任命する者

3 前項に規定する委員のうち学外者の数は、委員総数の2分の1以上とする。

(委員の任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第1号及び第2号に掲げる委員の任期については、当該職の任期とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(招集)

第21条 経営審議会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、委員の2分の1以上の者から会議に付議すべき事項を記載した書面を付して請求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第22条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 経営審議会の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見及び中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 法により、市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 学部、研究科、専攻科及び学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第24条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、19人以内で組織し、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (4) 学長が指名する法人の職員
- (5) 大学に関し、広くかつ高い識見を有する学外者のうちから、学長が任命する者
(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第1号から第4号までに掲げる委員の任期については、当該職の任期とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(招集)

第26条 教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、委員の2分の1以上の者から会議に付議すべき事項を記載した書面を付して請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第27条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第28条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見及び中期計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (2) 法により、市長の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事に関する方針及び基準に関する事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第29条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 地域又は社会において、法人における教育研究の成果を普及し、その活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第30条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第31条 法人の資本金は、新見市が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として新見市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第32条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを新見市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第33条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、

理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 法第72条第1項の規定による法人成立後最初の理事長の任命は、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、市長が行うものとする。

3 法第74条第2項の規定による法人成立後最初の理事長の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、4年とする。

附 則

この定款は、岡山県知事の認可した日から施行し、変更後の第11条第1項の規定にかかわらず、この定款の施行前に現に理事長の職に就いている者が、引き続きこの定款施行後も理事長の職に就くものとし、その任期は、当該理事長の残任期間とする。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第31条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積 (m ²)
土地	新見市西方字寺ノ前1237番2	学校用地	556.00
同	同 同 寺ノ前1238番	同	194.00
同	同 同 寺ノ前1239番1	同	4,700.00
同	同 同 中山1259番1	同	331.00
同	同 同 寺ノ上1263番2	同	16,991.00
同	同 同 門見山1266番2	同	3,080.00
同	同 同 門見山1266番9	同	422.00
同	同 同 迫ノ谷1267番1	同	406.00

別表第2 (第31条関係)

資産の種別	施設名称	所在地	構造	延床面積 (m ²)
-------	------	-----	----	------------------------

建物	校舎	新見市西方字寺ノ上1263番地2、字寺ノ前1239番地1、字土井1261番地、字門見山1266番地2	鉄筋コンクリート造かわらぶき4階建	2,421.76
同	食堂	同	鉄骨造かわらぶき2階建	428.57
同	校舎	同	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	3,228.34
同	学生会館	同	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建	943.00
同	車庫	同	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	80.00
同	車庫	同	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	54.10
同	便所	同	コンクリートブロック造かわらぶき平家建	18.79
同	機械室	同	鉄骨造陸屋根平家建	52.00
同	プロパン庫	同	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	13.75